町村の購読料は会費 の中に含まれておりますん

毎週月曜日発行

随情

想報

橋

泰博

調査室レポート

情

報

新任都道府県町村会長の略歴

政

策

矢

活

動

|道州制推進基本法案| について国会提出を行わないよう自民党道州制推進本部に要請

(2)

療介護総合確保推進法案における介護保険制度の改正案の内容について

厚生労働省老健局介護保険計画課課長補佐

西澤

栄晃

藤原会長はじめ本会役員が出席

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 発行人 石田直裕: 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp



コラム

# 生 き方 0) X

N H K 番 組 キ ャ ス タ ー千葉市男女共同参画センター名誉館長 ツ セ 1

加か

賀が

美》

幸意

若い頃は、 外から促されて勉強すること

から、勉強をしたい・してみたい…という

長していく子供たちの姿を描いた長編小

トセラー。差別と闘いながらたくましく成

『橋のない川』

(800万部を超えるベス

が多いけれど、

年を重ねると、自分の内側

中で、その機会がなかったけれど、 く走り続けてきたけれど、又、 欲求が強くなるような気がする。 から多く聞く。 ない今こそ、 だから、勉強してみたい…という声を周り いままで、 人生せっかく生まれてきたの 仕事や子育てに追われ、 時代の風の 残り少 忙し

た。

さまざまなテーマで地域の人々と語り合っ

は

自宅を開放して、

宇宙からいじめまで、

の作者、

住井すゑさんは、

80歳の時に

え方次第。死んでからも、ずっと勉強する 年では…」との私の質問に、 つもりでいれば、いつから始めても遅いな 心残りの勉強をしてみたいのですが、この んてことはないですよ」と。 帯津良一先生(ホリスティック医学の権 本当に、「今の世」の続きで「あの世でも との対談で 「…今まで出来なかった、 「…全ては考

> がっているということ。 年先であっても、 理想社会がたとえ、 今日一日はそれにつ 1 0 0 0 だから今日は無意 年、

れていた。 のない川・第8部」と書かれた原稿が残さ 味ではないわけですね」と人々に伝え、 くなる55歳まで書き続け、 机の上には 橋 亡

のメッセージは、胸に響く。 納得できる「生き方のメッセージ」を頂い 力で後押しされる実感がある。 着実に人々を導く医学者と作家、 いくつになろうが、 精神論でなくまさに実践論、 いつからでも遅くは しかも明るい お<u>一</u>人 心から

嬉しいゆとりとなった。

、遅くはないのかもしれない…と、

続けるつもりでいれば、

いつ

●写真キャプション●

(14) (12) (8) (7) (4)

甘い果汁や花の蜜を好むメジロが、梅の枝の間を飛び回っている。 美しい黄緑色をしているため、ウ グイスと間違えられることもしば しば。ウグイスよりも警戒心が緩 く、市街地の庭木や街路樹でも観 察できる。実際には「梅にメジロ」を 見かけるほうが多いかもしれない。

町

### 活 動

# 全国町村会

# 「道州制推進基本法案」 について 田台 [党道州制推] 行わないよ

原会長はじめ本会役員が田席

置され、道州制の導入に向けた具体 的な制度設計が行われる懸念がある した場合、「道州制国民会議」が設 自民党道州制推進本部への要請 「道州制推進基本法案」が成立

整っている大都市圏への集中を招 み出す②税源が豊かで、社会基盤が 本会はこれ



▲要請を行った本会役員(中央が藤原会長)

提出を行わないよう強く要請した。 長)坂本行政委員会委員長(大分県町村会長 長)谷口会長代行(三重県町村会長·大紀町長)白石会長代行 村雅弘本部長)が取りまとめを行っている「道州制推進基本法案」 (骨子案) について」(次頁参照) を改めて説明、 の動向を踏まえ、藤原会長 先月25日に本会が提出した 遠藤副会長 権の名を借りた新たな集権体制を生 までも、道州制について、①地方分 ことから、行ったもの。 (長野県町村会長 (山形県町村会長 · 九重町長) 「道州制推進基本法 法案の国会 ·山辺町 ·川上村 か、 (愛

本部役員に対し、

媛県町村会長・松前町長)

(骨子案)

全国町村会は3月6日(木)、自由民主党道州制推進本部

今

なり、 広がり 州における中心部と周縁部の格差も いては国の崩壊につながる! 住民自治は衰退の一途をたどり、 がさらに強制されれば、 る④道州制の導入により市町村合併 強く反対してきたところ。 地域間格差は一層拡大する③道 住民自治が埋没する懸念があ 道州と住民との距離が遠く 農山漁村の

置を講ずる」とされるなど、なお かに、法制の整備その他の必要な措 19日に示された、一部修正された「道 いないと述べた上で、町村長の懸念 指摘している問題は何ら解決されて 可避なことは明らかであり、 ができる主体とすること」とされて 自ら考え、かつ、自ら実践すること ち、住民に直接関わる事務について 及び市町村の権限をおおむね併せ持 近な地方公共団体として、都道府県 り、また「基礎自治体は、住民に身 道州制導入を前提としたものであ 州制推進基本法案」(骨子案) を酌み取るよう訴えた。 いることなどから、市町村合併が不 いて、「答申があったときは、 藤原会長からは、同本部より2月 本会が 速や

我々の意図するところを分かってい 十分なのか、双方かみ合っていない。 州制については、 これに対し、 今村本部長からは 説明の仕方が不

道州制を検討しようと言っている。 その検証を行う時間もないうちに 地方は大変な苦労を強いられたが 長代行からは、平成の大合併で我々

このような議論の進め方には反対す

る。

法案化の

にまずは道州制

とした法案であ 州制導入を前提

るとの発言があった。

また、

石田真敏幹事長の

一道州制

今後、この案をたたき台として、

ういうものかの絵を描く議論をする

国民会議を作って、

度道州制はど

ただく努力をしなければならない。

で法案の提出に向けて議論を進めて

道州制は国の形を変える

### 活 動



▲冒頭に挨拶を行う今村本部長(左から2人目)

だけのこと。これによって道州制に なっていることからも、 国民会議を設置するという構成に 基本的方向も示したうえで、 等の記載があり、 石会長代行からは、 のではない。」との説明に対し、 州制国民会議設置法。 なるという法案ではない。 内閣に道州制推進本部長を置く また、 基本法案の内容 それ以上のも 基本理念や 明らかに道 いわば道 道州制

をお願いしたいとの挨拶があった。

その後、

意見交換に入り、

谷口会

点から取り組んでいるので、

ご協力

えて、

今のままで良いのかという観

ではないが、 ものなので、 いきたい。

人口減少問題等も踏ま 簡単に進められるもの

のはおかしいのではないかとの指 るために国民会議を設置するという 方向になってから設置すべきもので について、 法案で設置するとしている国民会議 坂本行政委員会委員長からは 導入の方向性の検討を議論

か。 いう名称を使わず「基礎自治体」と また、 骨子案では 現行の市町村でやれる なぜ明確に打ち出さ 市町 村村 لح

ないのかとの発言があった。 道州制を推進するという 

ので、 は、

ということを、 しているが、

(参考)

けているが、 ていると決めつ ほぼ限界に達し 組みの下では、

現

行の体制でもま

あるのではない だやれることが

# 道州制推進基本法案(骨子案)について

らは、

地方分権 現 在

遠藤副会長か

た。

との発言があ ての議論が必要 そのものについ

の推進は、

地方自治の仕

道州制推進基本法案に関しましては、すでに、昨年12月13日に、同 法案の国会提出と道州制導入には断固反対である旨の意見を提出させ ていただいたところです。

このたびの骨子案の前文では、「我が国が、東京一極集中と地方の過 疎化が進むなかで、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減 少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳 しい状況にある」と指摘されていますが、全国町村会としても、この ような認識を共有しており、これらの問題の解決に向け、国と地方が 力を合わせて最優先で取り組まなければならないと考えております。 しかしながら、これらの問題が、道州制の導入により解決されるとは とても思えません。

また、本会は繰り返し道州制が、新たな集権体制を生み出し、大都 市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、市町村合併が事実上 強制されることなど問題点が少なくないことを指摘し、懸念を表明し てきたところです。

今回お示しいただいた骨子案によっても、こうした懸念は依然とし て払拭できません。「都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承 継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること」が 道州制国民会議への諮問事項とされ、また、「政府は、第3 があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、 法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とされるなど、 なお、道州制導入を前提とした骨子案と言わざるを得ないからです。

また、「基礎自治体」について、道州制のもとでは、「基礎自治体には、 現行の都道府県の事務のうち住民に身近な事務が移譲され、現行の市 町村が所掌する事務とは異なることとなることから、合併の有無にか かわらず、現行の市町村は全て基礎自治体として位置付けられるもの と想定している」とのご回答をいただきましたが、これによっても市 町村合併が不可避であることは全く変わっていないのではないでしょ

以上のことから、本会としては、お示しいただいた骨子案に沿った 「道州制推進基本法案」の国会提出と、道州制の導入に断固反対しま す。

があった。

言があった。 と調整を行い、 は他の団体のご意見も伺いながら、 き続き議論を続けていく予定である 自民党内のプロセスを経て、 えている。ここで結論が得られれば、 自民党議員にて議論を始めたいと考 まずは役員案を作成した。この後 これに対し橋本岳事務局次長から 同法案について皆様方、 よろしくお願いしたいとの発 国会提出となる。 あるい 公明党

ていた。

必要な法律案を提出する旨を規定し ついて、平成26年通常国会に政府が くための医療・介護制度の見直しに される体制)を各地域で構築してい

# 政策解説

# 総合確保推進法案にお 度の改正案の

町

風器 戰回 厚生労働省老健局分護保険計画課課長補佐

> 供体制や、地域包括ケアシステム(医 いては、効率的かつ質の高い医療提 関する法律」(プログラム法)にお 度の確立を図るための改革の推進に 定された、「持続可能な社会保障制 度改革国民会議の報告を踏まえて制 ある。このため、昨年、社会保障制 できるようにしていくことが必要で 者が住み慣れた地域で継続的に生活 保し、患者の早期の社会復帰と高齢 の一連のサービスを地域において確

した日常生活の支援が包括的に確保

介護、介護予防、住まいと自立

月12日に、医療法、 われ、これらを踏まえ、平成26年2 度改正についての具体的な議論が行 保険部会等において医療・介護の制 き、社会保障審議会医療部会、 このプログラム法の規定に基づ 介護保険法等の

> 医療及び介護の総合的な確保を推進 主な内容を解説する。 介護保険法の改正内容についてその された。本稿ではこの法案のうち、 法案)が閣議決定され、 る法律案」(医療介護総合確保推進 するための関係法律の整備等に関す 関係法律を改正する「地域における 国会に提出

高齢者の増加が見込まれるなか、

今後の更なる高齢化の進展に伴

法案提出の背景について

慢性疾患や複数の疾病を抱える

性期の医療から在宅医療、

介護まで

# 法案の概要について

2月25日に開催された全国介護保 料をご参照いただきたい。 険·高齢者保健福祉担当課長会議資 制度改正についての現時点での更に 27年度からの第6期事業計画期間に 詳細な考え方については、平成26年 いくことに留意いただきたい。また 会審議を経て法律の内容が確定して 法案提出時の内容であり、今後の国 のとおりである。なお、この内容は こととしており、その主な内容は次 続可能性を高めるための改正を行う と費用負担の公平化により制度の持 向け、地域包括ケアシステムの構築 ては、介護保険制度について、 医療介護総合確保推進法案におい · 平成

# (1) 見直し 地域支援事業の充実と予防給付の

として、 1

きることとされている。 条例により平成30年4月までの 実施が困難な市町村については、 から施行されるが、施行日からの れらの新たな事業は平成27年4月 に位置付けることとしている。こ 地域支援事業の包括的支援事業 その実施を猶予することがで 新たな包括的支援事業の実施 以下の3つの事業を新た

ための事業 在宅医療と介護の連携を推進する てきた、医療側から以下のような 点事業等の予算事業により行われ 平成23年度から在宅医療連携拠 在宅医療・介護連携の推進

握・活用 地域の医療・福祉資源の把

の出席の仲介 る会議への参加または関係者 在宅医療・介護連携に関す

る研修の実施 在宅医療・介護連携に関す

24時間365日の在宅医療

I

介護提供体制の構築 地域包括支援センター、 介

族に対して個別の訪問を行い適切 連携のもとに認知症の人やその家 認知症の初期の段階で医療との

認知症対策の推進

護支援専門員への支援

### 政 策

る総合的な支援 業務を行う「認知症地域支援推進 応じた関係機関の連携や相談支援 援チーム」の実施、 な支援を行う「認知症初期集中支 の設置といった認知症に関す 地域の実情に

生活支援・介護予防の体制整

の体制整備 の設置など、介護予防・生活支援 者など)の発掘と養成、ネットワー 配置することや事業主体間のネッ スコーディネーター(仮称))を ク化等を行う者(生活支援サービ トワークを構築するための協議体 (地域貢献を希望する元気な高齢 生活支援や介護予防の担い手

とができることとされている。 実施できる別の主体に委託するこ 要があったが、−から≡の新たな 全てについて一括して委託する必 事業については、これらを適切に 業は、委託をする場合には事業の なお、これまでの包括的支援事

# 地域ケア会議の推進

アマネジメント支援業務の実施方 会議」について、包括的継続的ケ 検討を行う、いわゆる「地域ケア マネジメントの支援や地域課題の 多職種の専門家を参集し、

くりが必要になる。こうした観点 者を支え、社会参加を促す地域づ が期待される。 が認識し、積極的に取り組むこと る地域ケア会議の機能を各市町村 の支援体制の構築・政策形成に至 の検討から地域課題の把握・地域 することとしている。個別ケース 議に参加した者の守秘義務を規定 の会議への協力の努力義務や、 法として法律上明確化し、

事業の実施と介護予防給付の見 介護予防・日常生活支援総合

とや、地域に多様な通いの場を作 者が生活支援等の担い手となるこ ことが重要である。更には、 に応じた柔軟な支援により、 りを維持していく、あるいは能力 スを利用しながら地域とのつなが 支援する側と支援される側という 活支援のニーズに対応し、 の高い高齢者の多様な日常的な牛 かで、要支援者等の比較的自立度 する高齢者の増加が予測されるな ることにより、支援が必要な高齢 意欲を向上させていく視点を持つ る高齢化に直面し、支援を必要と 一的な関係性ではなく、サービ 今後、日本中の各地域がさらな また、 自立

関係者 訪問介護、

総合事業は

防・生活支援サービス事業. 問型サービス、通所型サービ メント)を実施する「介護予 護予防支援事業(ケアマネジ ス、生活支援サービス及び介 要支援者等を対象とした訪

般介護予防事業 高齢者一般を対象とする一

25%、都道府県12·5%、市町村 料11%、第2号保険料29%、 方式も可能であり、国民健康保険 指定した事業所がサービスを実施 を実施又は事業所に委託する方法 防・生活支援サービス事業の実施 12・5%)となっている。介護予 等のほか、現行と同様、 方法としては、市町村が直接事業 介護予防給付と同じ(第1号保険 より構成され、その財源構成は、 市町村がその費用を支給する 市町村が 玉

町村が主体となって地域の資源に 図っていくこととしている。 応じて多様なサービスの提供を 合事業」という。)に移行し、 常生活支援総合事業」(以下 かつ一体的に行う「介護予防・日 介護予防や日常生活支援を総合的 から、予防給付のうち、介護予防 介護予防通所介護を、 一総 市

可能となっている。 団体連合会への審査支払の委託も

の間、 ろにより、平成29年3月31日まで できる旨の経過措置が設けられて 難な場合には、条例で定めるとこ れているが、同日からの実施が困 から総合事業を実施することとさ 各市町村は、平成27年4月1日 その実施を延期することが

イドライン)を示すこととされて て、介護保険法に基づく指針(ガ 厚生労働大臣が総合事業に関し 切かつ有効な実施に資するため また、各市町村の総合事業の適

# (2)費用負担の公平化

る。 4月1日から施行することとしてい 8月1日、③については、平成27年 の事項の改正を行うこととしてい 持続可能性を高める観点から、 る。①及び②については、平成27年 費用負担の公平化を図り、

1 見直し 一定以上所得者の利用者負担

けるとともに、高齢者世代内で負 保険料の上昇を可能な限り抑え 現役世代の過度な負担を避

政 策

で定めることになる。 80万円)とする案を提案してい で160万円(年金収入の場合? の基準については、 ることとしている。 担の公平化を図っていく観点か るが、最終的には法案成立後政令 被保険者の利用者負担を2割とす 一定以上の所得のある第1号 合計所得金額 具体的な所得

割負担とはならない。 以上でなければ、その世帯員は2 サービスを利用する世帯員がいて 準以上の所得を有する本人のみと しており、同一世帯に他に介護 なお、2割負担となるのは、 その世帯員自身の所得が基準 基

# 2 補足給付

等を保有し負担能力のある利用者 との公平を図るとともに、 住費を負担して在宅で生活する方 格のある給付について、 を給付している。この福祉的な件 サービス費(いわゆる「補足給付」) 居住費を補助する特定入所者介護 が、住民税非課税世帯の利用者に は自己負担が原則となっている 設等の費用のうち、食費や居住費 ついては、その申請に基づき食費 介護保険では、介護老人福祉施 本来自己負担である食費 食費や居 預貯金

> て金融機関に照会を行うことや、 う。具体的な基準は法律成立後省 等について保険料を財源とする給 こととしている。 ることにより、適切な申告を促す 不正受給の際のペナルティを設け 本とするが、市町村が必要に応じ 預貯金等の額は、 護保険部会等で議論されてきた。 万円という案が社会保障審議会介 00万円、夫婦世帯で2、000 令等に規定するが、単身で1、 は給付の対象外とする改正を行 付を行う不公平を是正するため、 定の預貯金等を保有する場合に 本人の申告を基 0

課税年金を勘案するといった見直 者である場合は給付の対象外とす 得を勘案し、配偶者が住民税課税 しを行う予定である。 たっては、現在勘案していない非 ること、給付額の段階設定に当 合、世帯分離をしていてもその所 同様の観点から、配偶者がいる場 このほか、補足給付については

# 3 低所得者の第1号保険料の軽

が、低所得者の保険料負担を抑制 保険料の更なる上昇が見込まれる していくために、 今後の急速な高齢化により介護 現在の定率の公

1

第2873号

が可能と見込んでいる。 75から0・7程度に軽減すること 階に該当する層の負担割合を0 0・5に、現在のその他の第3段 当する層の負担割合を0・75から 3まで、現在の特例第3段階に相 国が2分の1、都道府県が4分の 村が保険料を軽減し、その費用を 費負担とは別の公費負担による低 段階の負担割合を0・5から0 確保できた場合、現在の第1・2 仮に1、300億円程度の財源が 幅は、法律成立後政令で定めるが 税世帯非課税者を対象として市町 ととしている。 所得者保険料軽減制度を設けるこ こととしている。具体的な軽減の 市町村が4分の1を負担する 具体的には、

# 3サービスの見直し

ついては平成27年4月1日を施行日 ている。①については平成28年4月 いて、以下の見直しを行うこととし としている。 については平成30年4月1日、③に 1日までの間で政令で定める日、 在宅サービス、施設サービスにつ 2

# 介護事業所について、少人数で生 現在増加している小規模の通所 地域密着型通所介護の創設

することとしている。これにより、 る。このため、市町村が指定・監 観点から、 活圏域に密着したサービスであ とが図られる。 連携や運営の透明性を確保するこ 通じて、これまで以上に地域との 運営推進会議の定期的な開催等を 督する地域密着型サービスに移行 透明性を確保することが必要であ 地域包括ケアシステム構築の 地域との連携や運営の

# 限の移譲 居宅介護支援事業所の指定権

としている。 アマネジメントに対する理解を高 の把握を幅広く行うとともに、 どが増加していく中で、地域包括 基準も市町村の条例で定めること 的として、居宅介護支援事業所の ジャーの支援を充実することを目 めていくことが必要である。この 所のケアマネジャーと積極的に関 要な役割を担う居宅介護支援事業 村が、高齢者の自立支援に向け重 ケアシステム構築を推進する市町 指定権限を市町村に移譲し、 高齢者や認知症を有する高齢者な 医療や生活支援のニーズが高い 高齢者のニーズや地域課題 市町村によるケアマネ

新

# 報

3 望しながら、在宅で生活をしてい が提供されるようになる。 を予定しており、これらを通じて 組みとして地域ケア会議の法定化 在宅での生活が困難な中重度の要 と等を踏まえ、特養については る高齢者が数多く存在しているこ ケアマネジャーの支援が充実さ 重度の要介護状態で、 高齢者に真に必要なサー 特別養護老人ホームの重点化 入所を希

介護者を支える施設としての機能

る。 が特例的に入所を認めることとす 規入所を原則として要介護3以上 体的には、 に重点化することとしている。 所者は要介護1・2の者も引き続 市町村の適切な関与の下に、 むを得ない事情にあった場合に 要介護1・2の者については の要介護者に限定することとし、 き入所可能としている。 なお、 経過措置により、 原則として特養への新 施設 や 具

第2873号

これに加えて、

今回の改正によ

ケアマネジャー

を支援する枠

連携、 連携 025年に向け、 要素を位置付けることとしている 成27年度からの第6期介護保険事業 化していく必要があることから、 なった地域作り・まちづくりを本格 が 域包括ケアシステムの実現に必要な 年 業計画期間 計画からは、 度 団塊の世代が75歳以上となる2 生活支援サービスと言った地 高齢者の居住に係る施策との 2025年の介護需要 (平成24年度から平成26 認知症施策 各市町村が主体と 医療との

# (4)2025年を見据えた介護保険事 業計画の策定

介護保険事業計画では、 第5期 事

推進することとしている。

えた中長期的な視点に立った取組 や保険料水準を推計し、それを踏

# 鹿児島県町村会は平成26年2月25日 都 道 府 県 村 会 の 歴

そぉ ぉぉぉさき 鹿児島県町村会長 の第113回定期総会で次の通り会長 (2月25日就任)

曽於郡大崎町長

を選出した。

東がし 靖す

昭和19年6月2日生 弘な 年

クル率七年連続日本一達成▽特設消防 方−C」の設置実現▽資源ごみリサイ 推進(13社)▽地域活性化インター「野 ▽全町立保育所の民営化▽企業誘致の 97番地 【住所】 鹿児島県曽於郡大崎町岡別府

▽昭和40年 【町村会関係の経歴 【町村長としての当選回数】 【町村長に就任するまでの経歴】 同退職▽同年 同町退職>11年 大崎町役場入庁▽平成10 大崎町長就任 大崎町助役▽13 4

▽平成22年2月 県町村会理事▽24年 県町村会副会長

ク市へのリサイクル技術支援 り会館」の整備▽インドネシア・デポッ の誘致▽産官学連携による「ものづく 政無線受信機全戸設置▽映画撮影舞台 団制度創設▽町内中学校統合▽防災行 【趣味】 ウォーキング

# 休刊のお知らせ

家族

現在、

妻との二人暮らし

となりますので、ご了承の程、 とさせていただきます。 ろしくお願い 4号は平成26年3月31日付の発行 3月24日付の町村週報は、 たします。 第287 休





# 調査室レポー

## 調査室レポート 第6回

# ]減少社会における地域政策を 考えるうえでの視点

長期推移を、

図1は、

高齢人口

ある。 けての高齢人口増減率上位10市町 がいよいよ本格的なものとなりつつ つあることを指摘したが、 おいて高齢 月26日)」と題して、 は4年前、 05年以降は減少に転じている。 意味 表1は、 対の高齢者数が減少に転じること (第2718号・ 2000年から10年にか 本紙コラム欄に 人口が減少局面に入りつ 過疎市町村に その傾向

図図

1

|疎市町村と非過疎市町村の比較―- | 高齢人口数 (5 歳以上) の推移

注2)過疎市町村は、2005年時点の指定市注1)2005年時点の市町村単位で集計資料:国勢調査(各年)

(「一部過疎」や「みなし過疎」

増加はピークを過ぎようとしてお 農山漁村においていまなお高齢人口 が増加しているという認識は的確で 加 それぞれの「高齢: 高 むしろこれから高齢人口が急増 齢化 農山漁村における高齢人口の を指すものと考えがちだが といえば 「高齢者数の 化

するのは都市部

においてである。

年時点)の過疎市町村に限定すれば 村とそれ以外の市町村(非過疎市 市町村の増加ペースは次第に鈍化 とで比較したものである。 人口1万人未満(2005 過疎指定を受けた市町 (都市周縁を含む) (65歳以上) 平成22年4 「過疎市 過疎 筆者 非過疎市町村 過疎市町村 322

ており、

(一九六〇年高齢人口数を100とする)高齢人口の指数 188 238 229 人口1万人未満の過疎市町村 107 2010 (年) 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005

2000~10年高齢人口数増減率上位10市町村

示したものである。 (2000年時点の市町 村単 位 を

た市町では、 よりも「絶対数」である。表に示 齢者対応に必要な施設や人員、 全国平均 齢化「率」 など大都市圏近郊の市町が並ぶ。 一要する予算を左右するのは 増加率上位を見ると、 23 · 0 % で見ればすべての市町が その高齢人口の絶対数 以下だが 埼玉 率 1 高 高

増加率上位10市町村							
市町	高齢人口 増減率	総人口 増減率	2000年 高齢化率	2010年 高齢化率			
1 埼玉県	IMT	114.7	31.9	10.5	17.0		
2 埼玉県	(旧)0町	111.9	8.7	9.7	19.0		
3 千葉県	S町(注2)	108.2	19.7	10.3	18.0		
4 埼玉県	Y市	107.0	10.7	10.4	19.4		
5 埼玉県	M市	106.8	0.3	9.5	19.5		
6 埼玉県	Y市	101.8	15.2	9.9	17.3		
7 埼玉県	T市	100.7	3.5	9.3	18.1		
8 埼玉県	MBJ	98.3	8.3	12.6	23.0		
9 神奈川県	A市	96.7	2.7	10.8	20.8		
10 宮城県	T町	94.3	31.0	9.2	13.7		

								平位.70
市町村名		高齢人口 増減率	総人口 増減率	2000年 高齢化率	2010年 高齢化率	65~74歳 増減率(%)	75歳以上 増減率(%)	
1	鹿児島県	(旧)K村	▲ 36.0	<b>▲</b> 45.0	40.1	46.6	▲ 63.8	▲ 13.6
2	愛媛県	(旧)U村	▲ 34.9	▲ 31.7	43.7	41.7	<b>▲</b> 62.8	5.0
3	新潟県	(旧)Y村	▲ 30.9	<b>▲</b> 46.8	34.6	45.0	<b>4</b> 5.7	<b>▲</b> 13.2
4	長崎県	(旧)T町	<b>29.0</b>	<b>44.7</b>	42.1	54.0	<b>▲</b> 43.1	<b>▲</b> 10.4
5	徳島県	(旧)K村	<b>28.1</b>	▲ 37.7	44.4	51.2	▲ 59.6	18.8
6	山梨県	HEIT	<b>27.9</b>	▲ 28.4	47.2	47.6	▲ 50.4	<b>▲</b> 3.5
7	愛知県	(旧)T村	<b>▲</b> 26.3	▲ 33.0	36.4	40.0	<b>▲</b> 61.9	17.6
8	愛媛県	(旧)S村	<b>▲ 24.1</b>	▲ 38.7	48.7	60.3	▲ 38.2	<b>▲</b> 10.5
9	高知県	O村	<b>A</b> 23.5	▲ 27.8	41.8	44.3	▲ 58.8	23.5
10	徳島県	(旧)I村	▲ 23.2	<b>▲</b> 40.6	44.7	57.8	<b>▲</b> 48.3	8.9

資料:国勢調査

注1) 2000年時点の市町村単位で集計 注2) その後市制施行して、現在は市

### 調査室レポー 1

地域は

にのぼり、

が高い」

図2 都市と農山漁村の高齢化の違い

とに分析を行っている

の将来推計

人口をも

高齢者 非高齢者 都市の 高齢化 高齢者 非高齢者 農山漁村 📘 の高齢化 高齢者 非高齢者 高齢者も減少傾向←

> が減 によって次々と「高齢者」となるこ とによって進行する。 山漁村における高齢化は、 とによって進行する。 っ
> ス
> で 少するなかで、 「非高齢者」 それを上回る ところが、 が減少するこ 「高齢者」 農

> > 体の

一部となった地域だということ

成の合併」

期に合併して新たな自治

である。

図3は、

2000年時点で人口5

ピードで増加している。

方、

減少率上位10町村はいずれ

高齢者数 しかも、

が10年間で約2倍という驚異的なス

# 揺るがす人口減少地域の持続性を

研究会による「2040年 0 大学大学院客員教授ら人口減少問題 中央公論12月号に、 持続性を大きく揺るがしている。 このような人口減・高齢化は、 『極点社会』が到 増田寛也東京 地方消 地域

部の高齢化は、

「非高齢者」

が加齢

の違いを示した模式図である。

都市

図2は都市部と農山漁村の高齢

て期待される人々である。

74歳)であり

、地域運営の担い手とし

主導しているのは前期高齢者

65

右端で示したように高齢人口減少を

は2割以上減少している。 も農山漁村の町村が占め

が、 る ら10年にかけて10年間の の指摘する通り、 が6割以上減少しており ずか10年間で「20~30歳女性人口 ている。いずれの町村においても、 点の市町村単位にもとづいて集計 女性人口」 減 において危機を孕みつつあると言え た。 している。 39歳女性人口」 現実として、 表1と同じく、 減少率上位20市町村を示 表2に、 地域の持続可能性 が現在進行形で急 農山漁村では 2000年か 2000年時 了 20 39 歳 増田論文 20 わ

2000年から10年にかけての

人未満の過疎指定町村につい

Ĺ

上位に並んだ20町村がいずれも、「平 そしてもう1点気にかかるの は

373(全体の20・7%) 上減少する市区町村が で人口の「再生産力. 40年にかけての30年間 が掲載された。増田氏 増田論文は今後30年 2010年から と指摘する。 消滅可能性 「こうした 720~39歳 が 5割以 20~39歳女性人口の減少率 2000 ~10年)

の女性人口」 を左右する

▼表2

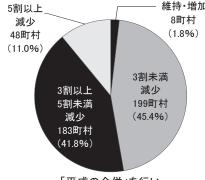
上位20 市町村						
(2000年時点の市町村単位)						
		「平成の合併」	20~39歳女性人口			
都道府県	市町村	への対応	2000年	2010年	増減率	
		- VOJ NJ IIU	(人)	(人)	(%)	
富山県	T村	合併して旧村	91	23	<b>▲</b> 74.7	
長野県	K村	合併して旧村	75	21	<b>▲</b> 72.0	
山梨県	T村	合併して旧村	72	21	<b>▲</b> 70.8	
愛媛県	B村	合併して旧村	17	5	<b>▲</b> 70.6	
徳島県	I村	合併して旧村	94	29	<b>▲</b> 69.1	
奈良県	O村	合併して旧村	75	24	<b>▲</b> 68.0	
長崎県	T町	合併して旧町	59	19	<b>▲</b> 67.8	
高知県	H村	合併して旧村	48	16	<b>▲</b> 66.7	
愛媛県	K村	合併して旧村	63	22	<b>▲</b> 65.1	
愛媛県	S村	合併して旧村	37	13	<b>▲</b> 64.9	
和歌山県	H村	合併して旧村	44	16	<b>▲</b> 63.6	
静岡県	MET	合併して旧町	208	76	<b>▲</b> 63.5	
長崎県	UET	合併して旧町	266	99	<b>▲</b> 62.8	
青森県	W村	合併して旧村	230	87	<b>▲</b> 62.2	
石川県	O村	合併して旧村	58	22	<b>▲</b> 62.1	
愛媛県	O村	合併して旧村	58	22	<b>▲</b> 62.1	
岐阜県	I村	合併して旧村	150	58	<b>▲</b> 61.3	
岐阜県	S村	合併して旧村	41	16	<b>▲</b> 61.0	
兵庫県	I町	合併して旧町	1,122	441	<b>▲</b> 60.7	
愛媛県	H村	合併して旧村	139	55	▲ 60.4	

らは、

来する」と題した論文

資料:国勢調査 維持•增加 5割以上 減少 7町村 6町村 (4.3%)(3.7%) 3割以上 5割未満 3割未満 減少 減少 56町村 94町村 (34.4%) (57.7%)

「平成の合併」を行わなかった町村



「平成の合併」を行い

維持•増加

新自治体の一部となった町村

図図 資料:国勢調査 (2000年時点で人口5千人未満の過疎 (2000~10年)で見た町村数図3 2~9歳女性人口の増減 率

# 調査室レポー

かっ がもたらされつつある。 地域の持続可能性が危ぶまれる事態 なかった町村では全体の3・7%)。 を行った町村では逆に過半数が該当 3 引村では、 1%を超える(「平成の合併」を行わ 割以上減少する町村は全体の38 このように、農山漁村  $\hat{\mathcal{O}}$ 39 %にとどまる。一 「平成の合併」を通じて新自治体 5割以上減少する町村も全体の 部となった旧町村部において た町村とで比較したものであ 合併 歳女性人口」 「平成の合併」を行わなかった 「20~39歳女性人口」 を行っ の増減率を、 方、「平成の合併 た町村と行わな ーとりわ <u>Ψ</u>

# 欠かせない2つの視点検討するうえで

合併 性である。 討するうえで2つの示唆を与える。 をふまえたこれからの地域政策を検 対の単位にも目を配ることの必要 第 して新自治体の 1 は、 上の分析結果は、 市町村単位だけでなく、 一部となった旧 「平成の合併

ば

問題の所

在

を見落と

とるべき

測ろうとすれ

地域の実態を 市町村単位で

ねない。

政

策を誤り

か

成の合併」

第2は、

立 が

た影響を精 域にもたら

を示した。 単位の人口増減率(20 义 14 に、 浜松市は55年に周辺の2 静岡県浜松市の旧市町村 Ŏ 5 10 年

> 市8 平方キロを超え、 17 市域を抱えることとなった。 岸部から峻険な山間地域まで広大な 人口は70万人を超え、 番目の政令指定都市となった。 町 1 (新 村を編入。 浜松市の面積は1500 商工業の盛 (新) 07 年には全国 浜松市 0

ロ は 1 旧市町村では減少している。 ろが旧市町村単位で見ると、 後の大幅減となっている。 春野町・龍山村)では、 北部の旧4町村 浜松市に隣接する旧市町村では増加 しているものの、 (新) ・9%増となっている。 浜松市全域では10年間で人 (水窪町·佐久間町 その周縁部にある 20 30 %前 特に市 لے

規模は格段に大きくなった。 合併」後も 平成の合併」 を通じて市町 平成 村 0

け

んな沿  $\binom{\circ}{2}$ いて れ コーホ

うして他出した層も、 不足する農山漁村では、 多様なニーズに対応した雇用機会が 教育機関の確保が難しく、 発生する。大学や専門学校など高等 て進学・就職に伴う大規模な他出が ようのない現象である。ただ、 農山漁村では10代から20代にかけ 30代に差し掛 ある意味避 若年層の

査 する必要性であ

齢層別に示したものである。 年にかけての人口の社会的増減を年 定町村について、 年時点で人口5千人未満の過疎指 ていることを先に指摘したが、 に関連して表3をご覧いただきた 平成の合併」を行った町 「20~39歳の女性人口」 ート分析により 2000年から10 が激減 対にお 200

0

浜松市の旧市町村単位の人口 ▼図4 増減率 (2000~10年) 水窪町 (-30.7%)(新)浜松市全域 (+1.9%)佐久間町 (-24.3%) 春野町 (-19.3%)龍山村 (-29.5%)天竜市 (-12.5%)引佐町 (-8.7%)浜北市 三ケ日町 細江町 (+4.3%)(-4.7%)(旧)浜松市 (+2.6%)雄器町 (+10.0%)舞阪町 資料:国勢調査

過疎地域の各町村の年齢層別人口増減率

(2000年~10年:コーホート)						単位:%
年齢層		(2000年時点で) 人口5000人未満の 過疎指定町村		静岡県島根県		徳島県
		「平成の合併」への対応		浜松市		
2000年 →	2010年	合併せず	合併して 旧町村に	北部旧4町村	海士町	上勝町
0~4歳 →	10~14歳	▲ 5.4	<b>▲</b> 1.7	<b>▲</b> 7.1	25.9	2.2
5~9歳 →	15~19歳	▲ 30.0	▲ 28.8	<b>▲</b> 41.5	<b>▲</b> 11.7	▲ 54.5
10~14歳 →	E 0 E 1/1/20	▲ 53.8	▲ 60.2	▲ 69.2	<b>▲</b> 70.9	▲ 62.7
15~19歳 →	25~29歳	▲ 31.1	<b>▲</b> 44.5	▲ 55.8	▲ 38.2	<b>▲</b> 13.0
20~24歳 →	30~34歳	3.6	<b>▲</b> 7.6	<b>▲</b> 15.7	80.0	17.4
25~29歳 →	35~39歳	▲ 8.5	▲ 10.4	▲ 26.6	23.3	16.9
30~34歳 →	40~44歳	<b>▲</b> 7.5	▲ 5.9	<b>▲</b> 16.8	28.8	15.1
35~39歳 →	45~49歳	▲ 6.2	▲ 5.3	<b>▲</b> 13.9	0.0	▲ 2.8
40~44歳 →	50~54歳	▲ 3.8	<b>4.0</b>	<b>▲</b> 7.6	2.4	0.0
45~49歳 →	55~59歳	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 5.6	5.0	<b>▲</b> 4.7
50~54歳 →	60~64歳	▲ 5.7	▲ 2.0	▲ 5.2	0.5	▲ 2.0
55~59歳 →	65~69歳	▲ 9.2	▲ 3.9	<b>▲</b> 6.0	3.5	1.3

資料:国勢調査

が農山 に、 くる。 こうした層の受け皿を用意できるか を求めてIターンする動きがある。 右すると言える。 かるとUターンを考える者が増えて 農山漁村に自らの新たな可能性 また近年では、 |漁村の町村の持続可能性を左 若年層の

りともプラスに転じている。 かった町村では、 この点、 一士町や徳島県上勝町 30代前半で若干な (いずれも合 島根県

海

「平成の合併」 を行り わ 住民が一体となって考えていく必要がある。

い手の減少をいかに補うの

方、

# 調査室レポート

町村部において、

農山漁村-

減しており、地域の持続可能性が危ぶまれる事態がもたらされつつあ

となった旧町村の単位にも着目しながら議論を進める必要がある。

市町村単位だけでなく合併して新自治体の

「平成の合併」が地域にもたらした

影響を精査したうえで、

今後の地域政策の検討に際しては、

が求められる。

このような人口減・高齢化は地域の持続性を大きく揺るがしている。

―とりわけ 「平成の合併」 を通じて新自治体の一部となった旧

人口の「再生産力」を左右する「20~39歳女性人口」

が激

扶養人口」とするのではなく、

これから高齢化する

は地域の担い手だが、都市部ではむしろ扶養される側になりかねない。

都市や都市郊外部は高齢者が急増する。農山村では前期高齢者

|地域の福祉はもたない。当該地域では、これから急増する高齢人口を「被

地域の担い手として取り込んでいく努力

「団塊の世代」が扶養される側に回れば、

とてもそ

の旧4町村では、 なかった町村に比べて回復力が弱 組んできた成果からか た町村では、 わらず大幅増を見せている。 には決して恵まれていないにもかか ところが、 いずれの年齢層でもプラスに転 「平成の合併」 「平成の合併」 30代ですら20%前 上述の浜松市北部 地理的条件 を行っ を行わ

後の減少を見せている。

まとめ

農山漁村では高齢者が減

担

い手として活躍してきた前期高齢者が減り始めることの影響は大き

か、まちぐるみ、

むらぐるみで行政

少局面に入りつつあ

る。

これ

がまで

地

など当該世代の誘致に積極的に取り

あり、 かし、いずれにしても、今後の地域政 な検証作業を進める必要がある。 どの程度影響を及ぼしたかは不明で こうした動向に 今後、 実態調査を含めた詳細 「平成の合併」 「平成の合併」 が

第2873号

併せず)

は、

以前からIターン施策

ことは、論を俟たないと言えよう。 が地域にもたらした影響に対する視 策を議論するうえで、 点とその実態の精査が不可欠である 全国町村会 総務部 坂本 調査室長

「町村.com」をご覧になっていますか 町村専用ページ

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便 性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、 全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ



れからも充実をはかっていきたいと考えてい ますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下 記のメールアドレスにお寄せください。

# kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただ ける専用ページです。 ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平 成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会 広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたし ます。

# 、今さら聞けないメタボリックシンドローム

# 分に合ったダイエット法をみつけよう

自

ライター 山崎ひろ

3

るのがほとんどのダイエットです。 か、どちらかの要素で成り立ってい を減らすか、消費カロリーを増やす いう理論に基づいて、摂取カロリー う単純な理由により起こっていると が消費カロリーを上回っているとい 介しましょう。肥満は、摂取カロリー 代表的なダイエット法をいくつか紹 法があふれ返っています。 世の中にはたくさんのダイエット 今回は、

# 摂取カロリーを減らす

らい体重が増えるかを知る。②どう 夜寝る前(あるいは夕食後)体重を計 ではありません。①朝起きたときと 重を量ればダイエットができるわけ のが、「計るだけダイエット」。これ 法として、多くの人が実践している したが、今も根強い人気があります。 「計るだけ」といっても、 摂取カロリーを減らすダイエット 、グラフに記録することで、食事の 一時期一世を風靡(ふうび)しま 生活習慣によりどのく ただ体

これは、一〇〇キロカロリーに相当 は、真に威力を発揮しているのが ダイエット法の肝なのですが、じつ ションを維持する。この二つがこの を与え、がんばろうというモチベー 目で見て実感することが、脳に喜び 「一〇〇キロカロリーカード」です。 したら体重が減るかをグラフにして

ころです。もともと、このカードは エット法といえるでしょう。 えている中高年には無理のないダイ 日立健康保険組合が組合員の健康的 で実践すればよいので、無理がない にできることをそのカードから選ん ラストカードにしたものです。自分 リーに相当する運動(体重八〇キロ のご飯」など)と、一〇〇キロカロ する食べ物(「ご飯茶わん三分の」 とみられています。 厚生労働省からも一つの成功モデル 念頭に置いて開発した「はらすまダ なダイエット、とくに糖尿病予防を というのがこのダイエットのよいと の人の普通歩行で二四分など)をイ イエット」の中で生まれたもので メタボ予防を考

# 消費カロリーを増やす

腰筋 というものです。 脂肪のつきやすいおなか回りのイン 体重減だけでなく健康も維持しよう ナーマッスルを鍛えることにより んが推奨しているもので、もっとも で有名な筋肉の専門家、石井直方さ です。これは、「スロートレーニング」 法の一つとして紹介したいのは、 消費カロリーを増やすダイエット (だいようきん) ダイエット

がり冷え症などの原因になります。 なったり、背骨の脇にある交感神経 がみになり、 この筋肉が弱ってくると姿勢が前か 引っ張り自然なS字形に保つ働き 0 る働きをしています。年齢とともに して骨盤を支え、太ももを引き上げ や、骨盤の表面にある腸腰筋と連動 いる筋肉です。この筋肉は背骨を 内側から左右の太ももにつながって 働きが悪くなるために、代謝が下 大腰筋というのは、背中の筋肉の 腰痛や肩こりの原因と

場で足踏みをするエクササイズ、足 エクササイズ、スロースクワットな を伸ばして座り、 るエクササイズや、 高い」するように天井に向けて上げ 寝て両脚をそろえ、子どもを「高い 大腰筋を鍛えるには、 お尻を使って歩く 立ったままその あおむけに 용

どがあります。これらを週一 とができます。 腹筋をするのと同じような効果があ ルが鍛えられます。 さず続けることで、 男性に多い内臓脂肪を減らすこ 女性に多いおなか回りの皮下脂 少ない回数でも インナーマッス 一回欠か

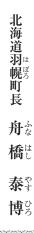
# 糖質制限ダイエット

と相談するようにしてください。 批判もあります。ですから、このダ の挑戦状ともいえるもので、「腎臓 て蓄えられるため、血糖値を上げな 液中にあふれた中性脂肪が脂肪とし は控える方法。血糖値が上がると血 質)はいくらとっても大丈夫、 物野菜はもちろん、肉や魚、 での常識をくつがえすものです。葉 という理論に基づくもので、これま ぎでなく、高血糖によって起こる\_ るのが「糖質制限ダイエット」です。 イエット法を実践するときは、 病の人には危険」 方は、これまでのダイエット理論へ いことがもっとも大事だという考え これは、「肥満はカロリーのとりす もう一つ、最近、話題になってい 、乳製品などのたんぱく質、油 血糖値を上げる炭水化物、 など、医師からの 大豆製

して行うとよいと思います。 いずれもやり方は関連書籍を入手

# 随 想

# 切り開く先人の礎を守り将来を栄枯盛衰は世の習い



北海道日本海沿岸を走る国道や羽地海道日本海沿岸を走る国道や羽にイベントや商品名にオロロンの冠をつけることが多い。このオロロンをつけることが多い。このオロロンをつけることが多い。このオロロンをでいる。福島の原発事故の発生をびている。福島の原発事故の発生をがている。福島の原発事故の発生をがでいる。福島の原発事故の発生をがでいる。福島の原発事故の発生をがでいる。福島の原発事故の発生をがでいる。福島の原発事故の発生を対発電の供給が求められ、全国が推し進められている。

に面した市街地区から30㎞ほど山中炭坑開発がそのものといえる。海岸炭坑開発がそのものといえる。海に建設もそうだった様に、思わぬ流れ要素である産業の堀起しは、原発の要素のように動きや対応を見ても、このように動きや対応を見ても、このように動きや対応を見ても、

へ入ると、昭和初期から開発が始まへ入ると、昭和初期から開発が始まれたブリキの看板や石炭袋に書かれたブリキの看板や石炭の活況を呈し国に名を轟かすほどの活況を呈し起え黒煙を上げ石炭列車が走り、全超え黒煙を上げ石炭列車が走り、全国に名を轟かすほどの活況を呈した。この頃、町中のあちこちに見らた。この頃、町中のあちこちに見いたった。

一 今でも思い出される姿は、冬を迎える時期の風物詩でもあった、石炭を積んで運ぶ馬そり、庭先に下ろさまれた石炭を石炭小屋へ運び入れる作業の様子、柔らかい暖かさを放つ石業の様子、柔らかい暖かさを放つ石業の様子、柔らかい暖かさを放つ石炭を石炭を石炭小屋へ運び入れる作と、スキージャンプ、男女バレー等と、スキージャンプ、男女バレー等と、スキージャンプ、男女バレー等と、スキージャンプ、男女バレー等と、スキージャンプ、男女バレー等と、スキージャンプ、男女バレー等を全国に知らしめた。しかし、このできない。

質の輸入炭が曽え、一方で石炭からまり効率的な資源として安価で良幕を下ろした。

はいいいとのは 別山から四十数年、現在、人口は 別山から四十数年、現在、人口は 別山から四十数年、現在、人口は

市街区を分断していた羽幌川を切り替えて出来た広大なリバーサイドり替えて出来た広大なリバーサイドの環境は町の自然保護団体によりビが上りがある。

ともに取り組みを進めている。他にとうに取り組みを進めている。他にな別に、その保護増殖に環境省とに数万羽の飛来があり、島のシンボは数万羽の飛来があり、島のシンボは数万羽の飛来があり、島のシンボルでもあった大売島(昭和30年合併)、焼た。 (34年合併)は道立公園から国民島(34年合併)は道立公園から国民島(昭和30年合併)、焼た。 (34年合併)は道立公園が高いた。

と言われる中で、特に善知鳥(うとと言われる中で、特に善知鳥(うとと言われる中で、特に善知鳥(うとし世界―と言われる規模を誇っている。一方寄り添う様に位置する焼尻る。一方寄り添う様に位置する焼尻る。一方寄り添う様に位置する焼尻を楽しむファンも多く、二つの離島を楽しむファンも多く、二つの離島を楽しむファンも多く、二つの離島を楽しむファンも多く、二つの離島を楽しむファンも多く、二つの離島として活きている。

訪れる方々に喜ばれている。特に甘工ビの漁獲量は日本一を誇り波の中で四季折々の魚種に恵まれ、さらに漁業資源は北国の厳しい荒

継承していかなければならない。 者達の活きるための取り組みとして 中から優しく、 ぐ役割など自然再生の様々な活動の を守る事の大切さや、未来へ引き継 がするが、 を続けて今の羽幌町がある。時の資 生かすべく住民は様々なチャレンジ 撃を与えたが、残された地域資源を 今まさに地域の力として生かしてい る。炭鉱閉山は地域経済に大きな打 人達が地道に築きあげてきた礎を、 わが町は厳しい自然環境の中で先 (宝)は山から海へ移っている感 希薄に成りつつある自然 温かな町の未来へ若

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にまとめ、 ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。

土・日・祝日のご宿泊は、

金曜日のご宿泊は、

平日料金の 20% OFF

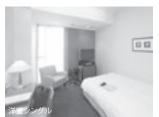
平日料金の 15% OFF

和室もございますのでお問い合わせ下さい。

禁煙ルームをご用意しております。

http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html





シングル 119室 平日料金 9,817 円より ROOM

SINGLE



**3 7,854** 円より



DOUBLE ROOM

〈2名利用〉※1名利用の場合 11,072円



11,289 円 ※1 名利用の場合 9,326 円



10,626 ⊞

ツイン 17室 平日料金 18,480円より

TWIN **ROOM** 



〈2 名利用〉

**ほわ 15,708** 円より



**239 14,784** 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多彩な、大小4つのホー ル、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演 出が可能です。会議・研修、パーティーなどに 幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ペルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00 ティータイム 14:00 ~ 17:00 ディナータイム 17:00 ~ 22:00 (21:30 ラストオーダー)





和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30 (14:00 ラストオーダー) ディナータイム 17:00 ~ 22:00



お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03 (3581) 0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。 http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html

### 全国町村会館へのアクセスガイド

- ■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- ■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- ■タクシー東京駅から約20分







(自動車総合保険の車両保険)

# 大切なマイカーには…

# 全国町村等職員の

# のご加入がオススメです

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定 搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。 お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、 共済(保険)金をお支払いします。

# 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- ○無事故による割引で新規から **41% (保険料) 割引** (ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- ○集団扱年一括払いによる割引で更に 5%割引
- ○保険料分割払(12回)も選択可能です。 (保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。)

無料ロードサービスがついてきます。 ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなく なった場合、事前にロードアシスタンス専用デス クにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッ カーや30分程度の緊急修理などを手配します。

- ●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など
- ◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。 事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問 い合せください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に 限ります。

## お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店) ●フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月~金 午前9時30分~午後5時) お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

- ●FAX番号 03-3519-7325
- ●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

〒100−0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- ●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- ●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。 詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉㈱損害保険ジャパン営業開発第2部第3課 03-3593-6456

SJ13-09078(2013.11.14作成)